

## ○ 室蘭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例中一部改正の件について

### 1. 条例改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うもの

### 2. 条例改正の概要

他の行政機関等と情報連携をすることができる事務及び情報については、これまで法において定められていたが、これが主務省令で定めることとされたため、これに伴う規定の整備を行うほか、法改正により引用する条項に移動が生じたことから、これに伴う規定の整備を行う。

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律  
第 1 9 条第 1 0 号 → 第 1 9 条第 1 1 号

### 3. 施行期日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 4 8 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。